

# 草加市みんなでまちづくり自治基本条例

## 運用方針

令和8年度～令和12年度

草加市

# 1. 策定の目的

本市では、平成16年に、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるために草加市みんなでまちづくり自治基本条例(以下「本条例」という。)を制定し、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりが進められています。

平成30年度から令和元年度には、本条例第29条の規定に基づき、市民検証委員会による検証が行われ、近年の社会状況等を踏まえたこれからの市民自治を進めるための方向性が示され、それに基づく本条例の運用が求められました。

その後、令和5年度及び6年度に検証が行われ、条文の改正までは必要ないという結論に至りましたが、課題として挙げられた部分については引き続き注視するとともに、運用方針に新たな評価の視点の追加または変更を行うことで、今後も時代の変化に対応した運用と検証を継続していくことが求められました。

以上の検証報告を受け、市民、市議会、市によるパートナーシップによるまちづくりをこれからも保障し、市民の積極的なまちづくりへの参画と、市による次代をも見据えたまちづくりを行っていくために、社会状況等の変化に応じた本条例の運用についての方針(以下「本方針」という。)を示すものです。

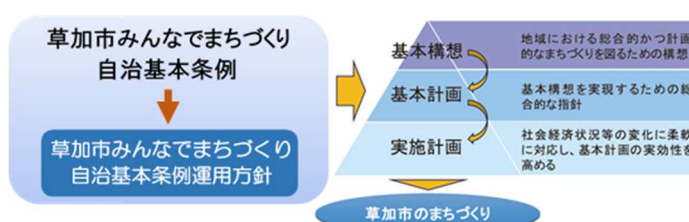
# 2. 位置づけ

本方針は、当初、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会からの検証報告(令和2年3月)を参考に、草加市みんなでまちづくり自治基本条例庁内検証委員会で検討を進め、本条例の運用方針を示したものです。その後、令和5年度及び6年度に行った検証報告(令和7年5月)を参考に、改定したものです。

本条例では、第7条で市民のまちづくりへの参画を、第11条で市民の参画を前提とした市による施策や事業の実施を規定していることから、同条の規定に基づき第四次総合振興計画第三期基本計画を策定し、「快適都市」を実現するために必要な施策や事業を行っています。

本方針により、本条例と本条例を根拠とした総合振興計画に基づいた市の取組の関係を明確にし、引き続き、市民、市議会、市が市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりを推進していく観点から、具体的な施策などとして取組を進めていきます(下図)。

なお、本方針に基づく取組結果は、令和10年に予定している本条例の検証委員会において検証し、必要に応じて条例の改正などを検討する資料とします。



### 3. 期間

本方針の期間は、次回の本条例の検証までの5年間とします。

年度		令和						
		6	7	8	9	10	11	12
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
綱	運用方針	改定		みんまち条例運用方針(R8~R12)				改定
	検証	検証				検証		
目	基本構想	H28~R17						
	基本計画	第三期 (R6~R9)			第四期 (R10~R13)			
	実施計画	2024	2025	2026 運用方針を反映	2027	2028	2029	2030

### 4. 方針の基本的な考え方

(1) 市民自治の方向性

草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会による検証結果を勘案して、市民自治の進むべき方向性を示すものです。

(2) 本条例の運用方針

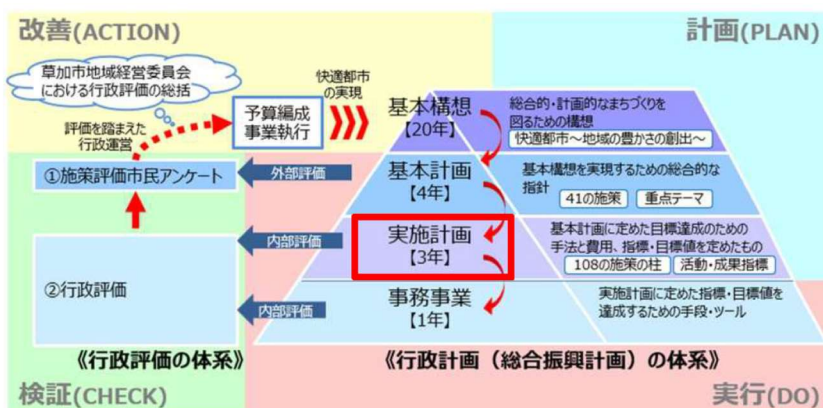
(1)で示した市民自治の方向性に基づき、関係する本条例の条文の運用方針を示すものです。

(3) 本方針に基づく施策と進捗管理

(2)で示した運用方針を総合振興計画に基づく取組として、実施計画と一体となった進捗管理を行います。

(4) 運用結果

本方針による総合振興計画に基づく取組を結果としてまとめ、令和10年度以降に実施予定の草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会にて、検証を行います。



《本方針における主な関連施策》

みなでまちづくり自治基本条例		総合振興計画実施計画		
市民自治の方向性	条文	施策/施策の柱	活動指標	成果指標
[方向性1] 若い世代の力を活かした まちづくり	第12条 第15条 第16条	36市民参画制度の推 進 01市民参画制度の充 実	市民参画制度 周知回数	審議会委員の公募 倍率
[方向性2] 多様な市民の議論の場 を活かした政策形成	第19条 第24条 第25条 第26条	04良好なまちづくりの 推進 01良好な市街地の形 成	コミュニティプ ラン策定地区 数(累計地区 数)	-
		18総合的な高年者施 策の推進 04社会参加と生きが いづくり	-	生活支援コーデ ィネーターと連携し、 地域づくりや支え 合いの活動を行う 団体数
[方向性3] 多様な市民や組織の連 携促進	第20条 第21条 第22条	14地域とともに栄える 産業の振興 01にぎわいの創出	連携して活性 化事業を行う 商店会の割合	にぎわいづくり事 業を行った商店会 の追跡調査で地元 の商店・商店街を 日常利用する市民 が増えたと回答し た商店会の割合
		24市民自治の推進 02市民活動の推進	草加市ふるさ とまちづくり応 援基金助成金 の交付団体数 (累計)	市民活動センター 登録団体数
[方向性4] コミュニティにおける人 間関係	第3条	09危機管理体制の強 化 03地域防災力の強化	-	訓練を実施した自 主防災会数
		10地域安全の推進 01防犯活動の推進	草加市自主防 犯活動補助金 の交付団体数	草加市を安全・安 心だと感じる市民 の割合
		19子育て支援の推進 01子育て支援と情報	子育て応援隊 登録団体数	情報サイトぼっく るへのアクセス数

		発信の充実	(個人・法人含む)	
		21学校・家庭・地域の連携・協働の推進 01地域とともにある学校づくりの推進	-	学校応援団の人数
		24市民自治の推進 01町会・自治会活動の推進	自治協力団体補助金の交付団体数	町会・自治会への加入率
		24市民自治の推進 02市民活動の推進	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金の交付団体数(累計)	市民活動センター登録団体数
[方向性5] 福利厚生のあるコミュニティ(閉じこもり予防)	第6条 第7条	18総合的な高年者施策の推進 04社会参加と生きがいづくり	-	生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数
		25地域福祉の推進 01地域福祉活動の推進	CSW延相談件数	-
[方向性6] 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備	第18条	35市民とともに考え行動する職員の育成 01職員人材育成の充実	人材育成システム(人事評価)と連動した内容の研修を実施した数	-
		37社会ニーズへの的確な対応 02組織の整備	組織横断的な検討・調整会議(CFT会議等)の実施回数	-
[方向性7] 現場創発による政策実現に向けた予算の確保		40計画的で効果的な行政の推進 01行政マネジメントの推進	-	実施計画の各指標における成果指標の達成率

※ダイジェストシートの見直しに伴い、適時反映します。なお、運用指針の改定に間に合わなかった場合には注釈を入れます。

## 5. 条例の運用方針

### 方向性1 若い世代の力を活かしたまちづくり

※若い世代は、概ね40歳代以下とします。

#### 《関係条文》

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

#### ■現状と課題

平成16年に草加市みんなでまちづくり自治基本条例が制定され、市の重要政策の策定過程において、市民からの意見の集約により、パートナーシップによるまちづくりに向けた市民参画を積極的に進めてきましたが、町会・自治会などの地縁団体においては、中核を担う役員の高齢化が進み、新たな担い手が不足している状況となっています。

新たな担い手となる若い世代のまちづくりへの参画は、持続可能性やニーズの変化への対応において必要であり、SNS等の活用や、従来の会議に学生を取り込むことなどの取組を行った結果、若い世代の参加者が微増しましたが、十分な人数とは言えません。その一方で、こどももまちづくりや地域課題について学ぶ等、こどもの声を聴く取組を進めています。

このため、今後、こどもや若い世代が参画しやすくする工夫や仕組みづくりを行い、意見を受け止められるようにする必要があります。

## ■運用指針

若い世代を含む多様な世代の市民からの意見を政策につなげられるよう、アウトリーチの取組に力を入れる(見落とされがちな20代~40代に注力)とともに、18歳未満のこどもの意見についても、そうチャレ等の機会を通じて把握に努める等、市民参画のための仕組みの整備充実を図り、幅の広い市民参画を促進します。

加えて、獨協大学及び文教大学に対し、大学連携事業の枠組みを通じて学生の参画を促すなど、若者の声を政策形成に反映する取組を進めます。

また、取組に当たっては、SNSでの発信だけではなく、実際に対面で交流することが重要であるため、そうした機会や場がどの程度あるのかを把握し、増やすよう努めます。

## 〈参考〉今後の取組(案)

- ◆ みんなでまちづくり会議において、若者の意見を聴くテーマを設定して開催
- ◆ 草加コネクト等を活用し、ボランティア活動に係る情報を発信

## ■総合振興計画の関係施策

■施策	36 市民参画制度の推進
■施策の柱	01 市民参画制度の充実
■活動指標	市民参画制度周知回数
	「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に基づく市民参画制度について一層の理解・浸透を図るため、周知媒体の手法の検討を行うなど、参画する市民を増やし、市民に開かれた市役所の確立を推進します。
■成果指標	審議会委員の公募倍率
	パブリックコメントに対する意見提出数を増加傾向とし、審議会委員の公募倍率を高めることにより、市政に参画する市民を増やします。
■関連分野別計画等	草加市民アンケート

## ■市民検証委員会による評価の視点

- パブリックコメントによる、若い世代を含めた年代別の意見の数
- 審議会などの委員に選出された、若い世代の委員の数
- 若い世代のまちづくり参画機会の創出
- 市民参画制度の周知における工夫
- まちづくり活動に参加する若い世代の数
- ふるさとまちづくり応援基金に応募する若い世代の団体の数
- 若い世代の視点による新しい政策の数

## 方向性2 多様な市民の議論の場を活かした政策形成

### 《関係条文》

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

(1) 前条のまちづくり計画の提案

(2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言

(3) この条例の運用の監視

(4) この条例の調査・研究

(5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めすることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

## ■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針に基づき、市民の主体的なまちづくりを進めるため、「まちづくり計画の提案」や、パートナーシップによるまちづくりの政策提言による市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成する「みんなでまちづくり会議」を開催してきました。

その一方で、様々な分野において市民とともに議論し政策形成する取組を進めており、特定の分野について議論する会議が多く存在していますが、分野横断的に議論する場が少ない状況です。このようなことから、みんなでまちづくり会議については、対象を広げるなど新たな視点を含めて考え方を整理する必要があります。

## ■運用指針

みんなでまちづくり会議については、市民参画を豊かにし、条例の基本方針である「総合的・計画的・民主的なまちづくりに取り組む」ために、各所属において地域の方と政策について検討する会議がある中で、みんなでまちづくり会議との整合を図りながら、様々な市民が参加できる議論の場として、会議体そのものの連携や仕組みについて検討します。

また、みんなでまちづくり会議に参加するための登録制度についても、市民からの自発的な提案が少ない現状において、市民の意見に基づく政策形成の場が確保できるよう、条例との整合性に留意しながら検討を行います。

## 〈参考〉今後の取組(案)

- ◆ 庁内における地域の方と実施しているまちづくり関連の会議については、それぞれをまちづくりに関わるプラットフォームとして捉え、相互につながりが生まれるよう整理し、情報や意見が共有される関係づくりを進める。また、市や市民が抱える課題解決につながる機能を果たせるようにしていく。
- ◆ 市ホームページ等を活用し、プラットフォーム全体を一覧的に把握できるよう情報を集約することで、会議間の連携を促進

## ■総合振興計画の関係施策

■施策	04良好なまちづくりの推進
■施策の柱	01良好な市街地の形成
■活動指標	コミュニティプラン策定地区数(累計地区数) 市内10のコミュニティブロックごとに懇談会の場を設け、話し合いの場を通じて、地区ごとのコミュニティプランを策定します。
■成果指標	- コミュニティプランを策定した地区において、策定後も地区のまちづくりを議論するプラットフォームとしての円卓会議が自律的に開催され、コミュニティプランに掲げるプロジェクトの実現に向けた協働のまちづくりを進めることを目指します。
■関連分野別計画等	まちづくりの基本となる計画 (草加市都市計画マスタープラン2017-2035)

■施策	18総合的な高年者施策の推進
■施策の柱	04社会参加と生きがいづくり
■活動指標	- 地域住民が主体となる地域づくりや支え合いの活動を生活支援コーディネーターが調整・支援を行います。
■成果指標	生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数 生活支援コーディネーターと連携を図り、地域づくりや支え合いの活動を行う団体等を創設・支援し、市民が活用できる地域資源を増やします。
■関連分野別計画等	草加市高年者プラン

## ■市民検証委員会による評価の視点

- 分野横断的な市民の議論の場から形成された政策の数
- みんなでまちづくり会議への参加者の数

## 方向性3 多様な市民や組織の連携促進

### 《関係条文》

(基金などの設置)

第20条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第21条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第22条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

### ■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針に基づき、資金・人材・情報・場所などに関して、ふるさとまちづくり応援基金の設置、まちづくり講座の開催、市民活動センター及びコミュニティセンターの整備など、支援策を実施してきました。

近年では、共通の目的を持った市民グループなどによる目的型のコミュニティ活動が活発化しており、地域課題を解決する担い手としても期待されています。このような担い手が増えていることから、さらにコミュニティ活動を活性化させるため、企業等との交流を含め、世代間交流の仕掛けや新たなネットワークづくりが求められます。例えば、まちづくり活動の支援に係る基金と制度において、世代間交流や多世代のネットワークを築くような取組に対し、インセンティブを与える方法も考えられます。

今後は、分野横断的な交流・連携による、地域課題の解決に向けた新たなコミュニティ活動が求められています。

## ■運用指針

多様な市民や団体の連携を促進するため、まちづくり支援団体の把握や育成に努め、拠点・ネットワークの考え方について検討します。

また、既存の団体が自発的に他の団体との連携を意識し、お互いにつながりを持てるよう支援するため、市民活動センターのコーディネート機能をより発揮できるよう取り組みます。

併せて、まちづくり活動に係る支援については、資金面や人材面での課題を解消し、まちづくり活動を継続的に行うことができる、新しい支援のあり方を検討します。

## 〈参考〉今後の取組(案)

- ◆ そうかSDGsパートナーに登録している企業や大学及び市民活動団体同士の交流を促進し、ネットワーク化を図る。
- ◆ SNS等を活用し、登録団体や関連イベントの紹介、団体が抱える課題等の情報発信を行い、団体同士の交流・連携につなげる。

## ■総合振興計画の関係施策

■施策	14地域とともに栄える産業の振興
■施策の柱	01にぎわいの創出
■活動指標	連携して活性化事業を行う商店会の割合 草加市商店連合事業協同組合等が実施する商店会が連携する活性化事業を支援します。
■成果指標	にぎわいづくり事業を行った商店会の追跡調査で地元の商店・商店街を日常利用する市民が増えたと回答した商店会の割合 商店街元気倍増事業による商店街連携型事業、にぎわいづくり事業等、リノベーションまちづくりの推進を通し、市民に商店街等地域商業に目を向けていただくことで、日常的に利用する市民を増やします。
■関連分野別計画等	草加市産業新成長戦略

■施策	24市民自治の推進
■施策の柱	02市民活動の推進
■活動指標	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金の交付団体数(累計)
	市民活動団体の主体的なまちづくり活動を支援するため、草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則に基づき団体の活動に必要な費用の一部を助成します。 また、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の検証に基づき、新しい市民自治の仕組みを検討します。
■成果指標	市民活動センター登録団体数
	多様な主体によるコミュニティ活動が盛んになることを目指します。
■関連分野別計画等	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則 市民活動センター協働のひろば運営会議設置要綱

### ■市民検証委員会による評価の視点

- 市が把握する多様な主体によるまちづくり活動を行う団体の数
- 市が把握する団体の自主的な交流、協働・連携による地域課題解決に向けた活動の実施

## 方向性4 コミュニティにおける人間関係

### 《関係条文》

(基本方針)

第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- (3) 市民主体のまちづくりを進めます。

### ■現状と課題

住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資するため、「草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例」を制定し、市の地域政策において重要な役割を担う町会・自治会の活動の支援に取り組んできました。

しかし、町会・自治会への加入促進については、新たな取組を実施しているものの、役員等の高齢化に伴い、世代交代が進まないことから、町会・自治会活動を担う方の負担感が増し、加入率の低下が続いています。

また、防災・防犯、子育て支援、学校づくりなどの様々な活動を地域ぐるみで行っていますが、その担い手は年々不足しており、コミュニティの希薄化が懸念されます。

今後は、同じ地域に住む方がお互いに支え合い、誰もが参加しやすいコミュニティを構築できるよう、若い世代の参加や地域リーダーの育成、地域活動の活性化や地域の人間関係を希薄にしないための取組などへの支援が求められています。

### ■運用指針

地域コミュニティにおいて、地域の方が対面で交流できる機会は重要であるため、引き続き、町会・自治会への補助制度を含めた支援を継続するとともに、誰でも抵抗感なく地域活動に参加でき、負担感なく担い手となることができるよう、新しいコミュニティのあり方について検討します。その際、テーマに応じた活動を行うコミュニティと地域コミュニティとの連携についても考慮する必要があります。

また、コミュニティを維持していくためにも、町会・自治会の役割を整理した上で、地域活動の楽しさややりがい、災害対策としての役割や、登下校の見守り活動、地域の清掃活動等により、安全安心な暮らしにつながっていることも含めて、SNSやホームページ等のDXを活用しながら周知し、加入や参加を促すきっかけとなるよう取り組みます。

## 〈参考〉今後の取組(案)

- ◆ 企業等と連携し、DXに関心があり、協力していただける町会・自治会とタイアップし、DX活用に向けた伴走支援を実施

## ■総合振興計画の関係施策

■施策	09危機管理体制の強化
■施策の柱	03地域防災力の強化
■活動指標	-
	自主的に備蓄品の管理及び訓練が実施できるよう、自主防災組織への補助金交付、避難所運営委員会の運営支援や研修・講座を開催します。
■成果指標	訓練を実施した自主防災会数
	自主防災組織及び避難所運営委員会が、定期的に安定した訓練を実施できるよう支援していきます。
■関連分野別計画等	草加市地域防災計画

■施策	10地域安全の推進
■施策の柱	01防犯活動の推進
■活動指標	草加市自主防犯活動補助金の交付団体数
	町会・自治会などの自主防犯団体に対して、草加市自主防犯活動補助金交付要綱に基づき、活動に必要な費用を補助するなどして自主防犯団体の育成及び増加を図ります。
■成果指標	草加市を安全・安心だと感じる市民の割合
	自主防犯活動を支援し、身近な地域での防犯活動を継続することで、まちの体感治安の向上を目指します。
■関連分野別計画等	草加市安全安心まちづくり行動計画

■施策	19子育て支援の推進
■施策の柱	01子育て支援と情報発信の充実
■活動指標	子育て応援隊登録団体数(個人・法人含む) 草加市で子育て支援を行う団体や個人等で構成される「子育て応援隊」を「ぼっくるん」で紹介し、子育て支援ネットワークの拡充に努めています。 子育て応援隊の活動内容を周知することで、地域ぐるみで子育て支援する環境整備を図ります。
■成果指標	情報サイトぼっくるんへのアクセス数 「市内で子育てをしている市民が、知りたい情報・必要な情報」へ簡単にアクセスできるよう、平成26年度から草加市と市民協働で「そうか子育て応援・情報サイトぼっくるん」を運営しています。 市民と協働で運営することで、市民目線に立った細やかな情報を提供します。
■関連分野別計画等	草加市こどもプラン

■施策	21学校・家庭・地域の連携・協働の推進
■施策の柱	01地域とともにある学校づくりの推進
■活動指標	- 学校応援団の活動を通じて、学校が積極的に家庭や地域に働きかけ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。
■成果指標	学校応援団の人数 学校応援団の活動を通じ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。
■関連分野別計画等	草加市教育振興基本計画

■施策	24市民自治の推進
■施策の柱	01町会・自治会活動の推進
■活動指標	自治協力団体補助金の交付団体数 町会・自治会の取組みに対し、草加市自治協力団体補助金の交付を通じて支援します。
■成果指標	町会・自治会への加入率 町会・自治会への加入及び参加の促進に努めます。
■関連分野別計画等	-

■施策	24市民自治の推進
■施策の柱	02市民活動の推進
■活動指標	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成金の交付団体数(累計)
	市民活動団体の主体的なまちづくり活動を支援するため、草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則に基づき団体の活動に必要な費用の一部を助成します。 また、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の検証に基づき、新しい市民自治の仕組みを検討します。
■成果指標	市民活動センター登録団体数
	多様な主体によるコミュニティ活動が盛んになることを目指します。
■関連分野別計画等	草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業規則 市民活動センター協働のひろば運営会議設置要綱

### ■市民検証委員会による評価の視点

- 新たに組織化及び解散した町会・自治会の数
- 町会・自治会数及び加入率
- 地域のイベントに携わる市民の数
- 地域で支え合い、お互いが助け合えるコミュニティがあると感じる市民の数

## 方向性5 福利厚生のあるコミュニティ(閉じこもり予防)

### 《関係条文》

#### (市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。

4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

#### (市民の責務)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

### ■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例の基本方針に基づき、「市民の自立と自律によるまちづくり」を支援してきました。社会状況の変化により、複合的な課題を抱える市民は、地域との関わりが持てず、孤独感から閉じこもる傾向があります。こうした困難のある人を地域とともに支援する取組や、身近にある支援や居場所を求める人に情報が届く仕組みづくりを進めている一方で、町会・自治会など既存のコミュニティの本来の目的が伝わりにくいため、共助の育みが希薄となっています。

今後は、地域の中で困難を抱えている方に対し、新たな視点を持ち、地域で支え合うまちづくりを行っていく必要があります。

### ■運用指針

町会・自治会など、既存のコミュニティによる地域での共助を維持できるよう、市民が主体的に活動したくなるような働きかけや、同じ地域の方同士が交流できるような仕掛けづくりについて検討します。

また、町会・自治会や民生委員、市民活動団体等を、共助を担う市民コーディネーターと位置づけた上で、これらの方々を対象にアンケート等でニーズの把握に努めながら、活動をサポートする体制の強化を検討します。

## 〈参考〉今後の取組(案)

- ◆ 町会・自治会や民生委員については、会議等の機会を通じてニーズの把握に努める。
- ◆ 活動をサポートする体制や連携の強化に向け、重層的支援体制整備事業との連携を図る。

## ■総合振興計画の関係施策

■施策	18総合的な高齢者施策の推進
■施策の柱	04社会参加と生きがいづくり
■活動指標	- 地域住民が主体となる地域づくりや支え合いの活動を生活支援コーディネーターが調整・支援を行います。
■成果指標	生活支援コーディネーターと連携し、地域づくりや支え合いの活動を行う団体数 生活支援コーディネーターと連携を図り、地域づくりや支え合いの活動を行う団体等を創設・支援し、市民が活用できる地域資源を増やします。
■関連分野別計画等	草加市高齢者プラン

■施策	25地域福祉の推進
■施策の柱	01地域福祉活動の推進
■活動指標	CSW延相談件数 自らが地域課題の解決を図れるよう、関係機関と連携し、分野や属性を問わない相談を受け止め、アウトリーチ等を通じた伴走的・継続的な支援、社会とのつながりをつくるための参加支援及び住民同士の顔の見える関係性をつくり地域づくりによる重層的支援体制整備事業に取り組みます。
■成果指標	- 伴走的な支援や地域の相談体制づくりなどに取り組み、いきいきと安心して暮らすことのできる環境の整備に努めます。
■関連分野別計画等	草加市地域福祉リンクプラン

## ■市民検証委員会による評価の視点

- 地域で市民同士の支え合う活動や居場所の数
- 閉じこもらず、地域に出てコミュニティに関わる市民の数
- 身近で活躍する市民コーディネーターのニーズ

## 方向性6 職員の政策力の向上と協働で取り組む環境・基盤の整備

## 方向性7 現場創発による政策実現に向けた予算の確保

### 《関係条文》

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

### ■現状と課題

草加市みんなでまちづくり自治基本条例により、市民と行政との協働によるまちづくりが進められており、最近では、市民が発案し、行政がその資金を集めるための支援を行い政策を実現する、クラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用した取組を始めています。

このように、市民とともに考え行動する職員を育成し、幅広い分野で市民と協働して進めることが定着していますが、今後、市民との協働をより進めていくために、一部の市民に頼りきりにならず、多くの市民と関わるができるよう、取り組んでいく必要があります。

### ■運用指針

職員の条例に対する認識度を高め、「草加市人材育成基本方針」を踏まえた市民と協働できる職員の研修等による育成、現場での対応力を高めるための研修を実施し、パートナーシップによるまちづくりのための政策形成が可能となるよう、協働に取り組む環境・基盤の整備を図ります。

### 〈参考〉今後の取組(案)

- ◆ 職員の条例に対する認識度を高めるため、広く職員に向けたアンケート及び周知を実施
- ◆ 協働に取り組む環境・基盤の整備を図るため、まちづくり団体、NPO団体等への参加研修を実施し、まちづくりに必要な知識や活動内容への理解を深める。

## ■総合振興計画の関係施策

■施策	35市民とともに考え行動する職員の育成
■施策の柱	01職員人材育成の充実
■活動指標	人材育成システム(人事評価)と連動した内容の研修を実施した数
	プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成するため、「人材育成の4つの視点」(研修の基本方針)等にもとづき、各種研修を実施します。特に、地方公務員法改正を踏まえ、人材育成システム(人事評価)と連動した内容の研修を実施するなど、人材育成システム(人事評価)を活用した能力開発に取り組めます。
■成果指標	-
	研修の実施により、職員の能力、知識、技能の向上を目指します。
■関連分野別計画等	-

■施策	37社会ニーズへの的確な対応
■施策の柱	02組織の整備
■活動指標	組織横断的な検討・調整会議(CFT会議等)の実施回数
	社会ニーズに的確に対応するため、組織横断的な対応が可能な組織による検討及び調整を継続して行っています。
■成果指標	-
	様々なニーズに的確に対応し、組織の機能性を向上させます。
■関連分野別計画等	-

■施策	40計画的で効果的な行政の推進
■施策の柱	01行政マネジメントの推進
■活動指標	-
	計画－実行－検証－改善の仕組みをさらに強化し、限られた財源の中で、実施計画による適切な進行管理により、確実に施策の目標を実現することができるよう、現状認識及び意識の向上を図ります。
■成果指標	実施計画の各指標における成果指標の達成率
	実施計画で定めた各成果指標が、各年度の目標値を達成することをめざします。
■関連分野別計画等	草加市版総合戦略・草加市人口ビジョン

### ■市民検証委員会による評価の視点

- 本条例の主旨に対する職員の認識度
- 市職員が地域の中で、市民とともに政策形成を実施した内容及び件数